

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和3年10月20日

摂津市議会

# 目 次

総務建設常任委員会

10月20日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第52号所管分の審査-----	3
質疑（塚本崇議員、福住礼子委員、藤浦雅彦委員、野口博委員、安藤薫委員、 松本暁彦委員）	
議案第55号の審査-----	16
質疑（塚本崇議員、安藤薫委員）	
議案第58号の審査-----	21
質疑（藤浦雅彦委員、野口博委員、松本暁彦委員）	
議案第59号の審査-----	23
質疑（藤浦雅彦委員）	
採決-----	23
閉会の宣告-----	24

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和3年10月20日(水) 午前 9時57分 開会  
午前11時48分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	松本暁彦	委員	福住礼子
委員	藤浦雅彦	委員	安藤 薫	委員	野口 博
委員	塚本 崇				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆  
市長公室長兼同室次長 大橋徹之  
政策推進課参事 湯原正治 同課参事 細井隆昭  
総務部長 山口 猛 同部理事 辰巳裕志  
同部参事兼情報政策課長 榎納 縁 防災危機管理課長 川西浩司  
財政課長 森川 護 市民税課長 妹尾紀子  
建設部長 武井義孝 同部参事兼道路交通課長 永田 享  
都市計画課参事 岡田裕昭 水みどり課長 宮城陽一  
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭  
同部参事兼消防総務課長 松田俊也

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

### 1. 審査案件

議案第52号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分  
議案第55号 摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第58号 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

制定の件  
議案第59号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の  
構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時57分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日から衆議院議員の総選挙がスタートいたしました。皆さん方、それぞれお忙しい中、本日は総務建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

まず最初に、このたびの改選で三好義治議員、松本議員におかれては正副委員長へのご就任、おめでとうございます。1年間、また何かとお世話おかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の案件でございますけれども、先日の本会議で本常任委員会に付託されました4件についてご審査を賜ります。何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしく願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、松本委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第52号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 おはようございます。質問について、何点かさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症について、一つ目です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですね、6,675万1,000円、こちらの説明をお願いいたします。

二つ目でございます。15ページ目、財政調整基金繰入金のマイナス8億7,768万3,000円なんですが、マイナスの額で補正になってるということは、予定されていた繰入金が不足したという意味で捉えてよろしいのでしょうか、ということが2点目でございます。

続きまして、3点目でございます23ページ、土地購入費ですね、1,750万円、こちらはどの土地を購入されるのかというところ、その目的、具体的に教えていただければと思っています。

4点目でございます。消防学校入校負担金76万2,000円、これにつきましてその理由と人数ですね、何名の消防隊員の分なのかということのご説明をお願いします。

5点目です。災害対策基金積立金、様々な災害に対しての対応するための積立金とは思いますが、その具体的な用途ですね、もし想定されるものがあれば教えていただきたいと思っております。

以上5点、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 まず1点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の説明でございます。今回新たに配分がございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、事業

者支援分の追加交付分となっております。事業者支援分につきましては、当初、都道府県のみでの配分でありまして、市町村に対しての配分はございませんでしたが、追加交付分としまして、今回都道府県分に加えて市町村に対しても配分がなされるといったものでございます。

国の令和2年度3次補正の繰り越し分を活用し、市町村に1,000億円分が交付されるものでありまして、摂津市への配分の交付限度額としましては、予算に計上しております6,675万1,000円です。

次に、2点目、財政調整基金繰入金のマイナスについてでございますけれども、こちらにつきましては今回の補正の財源調整分となっております。基金からの取り崩しで、繰入金をこれまで当初予算、補正予算で計上しておりましたけれども、今回の分につきましては、基金に戻すという形で予算計上することにより、マイナスという予算を計上しているものであります。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、塚本委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、どの土地についてなのかというご質問でございますが、場所につきましては千里丘東5丁目の12番地先でありまして、千里丘東地区側でJR線路沿いの府道正雀停車場線にある竹ノ鼻ガードを抜けた交差点から南側の市道部分についてでございます。

目的につきましては、自転車が集中する場所でございますので、現況幅員が5メートルでございますので、かなりふくそうするというところで、危険な箇所でありましたので、今回土地の所有者の協力もいただいた中で、現道の拡幅をする予定でございます。

それによって、目的としましては、歩行者と乗用車の分離を図りまして、安全な道路を目的とした内容となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、消防学校入校負担金についてお答えいたします。

これは、大阪府立消防学校初任科入校にかかる経費でございます。当初は退職補充及び欠員補充分として、新規採用者4名の採用を計画しており、その分の予算を計上しておりましたが、うち1名分につきましては、4月に採用されております。その後、年度途中で退職者が出たことによりまして、さらに欠員が生じたので、人事課と協議をいたしました。令和3年度末の退職予定者と、欠員の補充として計6名の採用を決定していただきました。そのうち、3名分の予算は確保しておりますが、あとの3名分が不足しております。追加の3名分にかかります初任科入校の経費といたしまして、消防学校入校負担金76万2,000円、それと普通旅費10万3,000円、消耗品の被服、教科書代、個人装備にかかる経費201万2,000円、合わせまして287万7,000円の増額をお願いいたします。

以上でございます。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 それでは、災害対策基金の想定される支出ということで、具体的に申し上げます。

例えば、災害対応の初期段階で必要となる物品、これは府の11指定品目、全て量的にも確保しておりますが、それでも想定されない事態が発生した場合に、この基金を活用してまいります。

一例を挙げましたら、例えば避難所の初

期段階で必要になります段ボールベッド、これは防災協定に基づいて納品を業者に願うするんですけれども、その支出に充てましたり、またほかの自治体が摂津市のほうに受援で出向いていただいたときに、受け入れに要する経費にも充てたいと考えております。

加えまして、防災協定を結んでいる自治体が被災されて、我々が応援に行く場合の緊急に持参する救援物資であったり、装備品、この購入にも充てさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。1番及び2番については理解いたしました。ありがとうございます。

続く2回目の質問になりますが、3番目、竹ノ鼻ガードの土地購入に当たってなんですが、基本的にはふくそうする非常に危険な場所ということは認識しております。ガードの中が非常に暗いということで、安全面ですね、通行時にやはりライトを点灯しない等々の意見を受けてますので、それにまた対応していただけますよう、これは要望とさせていただきます。

四つ目でございます。消防学校なんですけれども、人員に関してなんですけど、4月からの人員体制についてお伺いさせていただければと思っております。

五つ目です。災害対策基金積立金なんですけれども、これについては応援などということもあるかと思いますが、先日ありました和歌山の水道破損事故のような場合には充当されないものなのではないでしょうか。いわゆる災害の認定というか、どういったものを災害として定義されておられるのか、お伺いしたいなと思っております。

4点目と5点目、お願いいたします。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、来年の4月の職員体制、職員数の見込みについてでございますけれども、10月に採用いただきました6名のうち5名が現在府立消防学校初任科に入校しております。あとの1名につきましては、来年4月からの入校を予定しております。したがって、今年度末に2名が退職し、初任科入校中の5名が修了し帰ってまいりますので、令和4年4月1日における職員数は現在の98名から101名となり、会計年度任用職員を合わせますと、103名体制となる予定でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、2回目のご質問にお答えいたします。

この基金の対象となるものなんですけれども、この条例の第1条で、震災、風水害、その他の自然災害と縛っておりますので、事故等には支出できません。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 理解いたしました、ありがとうございます。

私からは以上です。

○三好義治委員長 次に、福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます、よろしく申し上げます。

先ほど塚本委員のところで、総務費国庫補助金についての内訳、お答えとしては事業者支援ということでありました。その中でですね、20ページにあります新型コロナウイルス感染症対策公共交通運行継続支援金というのがございますので、この中

身を教えていただけたらなと思います。多分これがこのお金に当たっている部分かと思ったんですけども。

それと、前に戻りますけど、16ページの鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会の報酬についてですが、この内訳をお聞きしたいと思います。これが2点目です。

それから22ページにあります、塚本委員が聞かれました交通安全対策費にかかる竹ノ鼻ガードの件でありますけども、拡幅とのことではありますが、これは地域の要望もあって、家屋が取り壊された際にうまく土地を買っていただいて、歩道にしていだけるといような、そういう取り組みだと思います。大変ありがたい話かと思ってるんですけども、2年、3年前ですかね、台風とか地震とかの影響で家が随分壊されていたり、あと大きなおうちの後継者がいなくて潰されて、新しく開発されていってるようなところがところどころ見受けられると思うんですね。そういった際の、道を広げられるようなタイミングっていうのがあるかと思うんです。そういったところ、とにかく摂津市は道が狭いということではもう本当に重々承知されているところでもありますので、そういった際に、開発申請があったときに、道路交通課としてそういうことを検討していけるのかどうかとか、そういった考えがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。3点ですね、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、新型コロナウイルス感染症対策公共交通運行継続支援金の中身についてご説明させていただきます。

市内を運行する乗り合いバス事業者、阪

急バス、近鉄バス、京阪バスを対象としまして、利用者の大幅な減少に伴い、土曜・日曜・休日ダイヤが運行できたところを、車内等の密度を避けるために平日ダイヤで運行を継続したことに対する費用の差額として支援金、まず1,070万2,000円を計上させていただいております。

それと、市内を運行する乗り合いバス事業者及び市内に営業所を置く法人タクシーを対象として、車内の除菌や消毒などの感染防止対策に対する支援金を76万円計上させておりました、合計で1,146万2,000円を補正予算として要求させていただいてる内容でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 湯原参事。

○湯原政策推進課参事 それでは2点目の、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会委員報酬についてご答弁をさせていただきます。

今回、予算の補正をお願いさせていただく理由としましては大きく2点ございます。1点目は策定委員会委員数の増、2点目は会議開催回数の増でございます。

1点目の委員数の増ですが、当初8人で予定していたものを9人で委員会を構成することといたしております。この理由としましては、鳥飼地域の地形的特徴から、水害リスクが高いということで防災をベースに据え、各分野における取り組みを検討していくという基本方針といたしましたことから、災害対応マネジメント、危機管理の学識を有する方に参画をいただくこととしております。

2点目の会議開催回数の増でございますが、グランドデザインの内容が多岐にわたるため、丁寧な説明、ご議論が必要であるとの認識から、当初予定していた回数を

ふやし、会議を開催させていただきたいと考えております。

今回、32万4,000円増額させていただいているのは、4回の会議開催分の増額をお願いさせていただいている内容となっております。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、3点目の道路を広げるタイミングについてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、建物の建て替えにつきましては、建築基準法に基づきまして道路の拡幅、セッバック等が発生します。あと、狭隘道路の重点区域というのを定めておりました、その区域内にある道路につきましては、基準にのっとり後退ができるように調整をしていく制度を設けておりますので、そういった当てはまる道路があれば対応していきたいと思っております。

それ以外につきましても、今回、土地利用を変更することに伴いまして、土地の利用者の方と任意で交渉させていただきまして、今回ご協力いただくということができましたので、そのようなケースが起きればですね、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

一つ目の事業者支援の継続ということで、タクシー、バスの感染対策に充てられたということで分かりました。緊急事態宣言が解除されて、これからどのように変わっていくかまだ分かりませんが、こういった交通機関の支援はこれからもぜひよろしくお願いいたしますと思っております。

この質問はこれで終わります。

あと、鳥飼まちづくりランドデザイン

の策定委員会、1名ふやされたということ、あと4回分の委員会の回数がふえたということで、もともとスケジュールに対しては、この委員会の回数に少ないんじゃないかと疑問を持っている議員もいらっしまったと思います。そういう意味で、ふやされたことは非常にいいことだと思っておりますし、防災のマネジメントができる方がふえられたということも、本当にこの鳥飼地域から考えますと、大事なことだと思っております。

これから4回分ふやすということでは、随分タイトなスケジュールになっていくのかなと思っておりますけど、その辺の十分な議論ができるようなタイミングでうまくやっていけるのかどうかというところがちょっと気になるところで、もちろんやっていけるとっておられるのは分かっておりますけども、やっぱり最後はパブリックコメントとかされる際に、市民の意見を聞く時間もないみたいなことになりますので、ぜひその辺の余裕といいますか、発信にも合わせて分かりやすい内容にさせていただきたいなと思っております。

この件も分かりました。結構でございます。

先ほどの竹ノ鼻ガードの交通安全対策をしていただいた件で、そういった対象になるようなところがあったら積極的に検討していただけるということで、ありがたいと思っております。ただ、竹ノ鼻ガードは、ガードをくぐり抜けてくる途中で赤信号になることがあります。そうすると車が止まってしまう、そういった課題もある場所なんですね。塚本委員はガードの中が暗いというのを言われていましたけれども、ガードの中で本当に止まってしまう、結局またガードの渋滞が起こってしまう、

さらに車が来ることでガードを抜けられなくなってしまいます。特に朝とか混む時間帯があるかと思うんですけども、その辺のことは警察とかに関わるんでしょうか、J Rにも関わるのか、関係者は分かりませんが、ぜひそういった課題をクリアできるような協議を進めていただけたらなと思います。これはやっぱりそこを使っておられる方がたくさんおられますので、特にガードの中は暗いのもあるんですけど、やっぱり狭いんですね。本当に勇気を出してぐっと入っていく必要があると感じていますが、私も一度ガード内で壁にぶつかったことがあります。でもやっぱり暗い中で、慎重になってしまって、やっぱり中でとろとろ運転してしまうっていうことがありますので、何かそういう運転者に対する配慮といいますか、そういったこともぜひ整えていただけたらなと思っています。

もう一つは、先ほど新しい家が建ったときにはセットバックして、道が広がるっていうようなお話があったと思います。今、地域の中で気になることは、電柱ということも含めて課題がありましてね、セットバックしました、でも電柱だけがそこに残っている、これは道路交通課の所管ではないかもしれませんが、電柱だけ残っています。そうすると、せっかく道が広がって、家もきれいになったのに、電柱だけがぼこんと残ってるのが、何かやっぱり障害物に見えてしまうということがあるんですね。電柱を下げてくださいたらいいのっていうような地域の声もあつたりします。もちろん誰が動かせるか、その土地の持ち主とかいろいろな事情があるので、それによっては個人の負担とか、不動産屋の負担とかいろいろあると思いますが、電柱の位置っていうのも、この開発の話があったときに

は、そういったことも含めて見ていただけると、もうちょっと道がすっきりするんじゃないかと思います。

特に、千里丘東地域の道、阪急電車のガードまで行くとぼこぼこしてますし、そんなところが本当にたくさんあるので、今後はこの電柱の課題っていうのも少し他課の方とかと連携をしながら、ぜひとも検討の中にとりか、入れていただけたらなと思っていますので、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○三好義治委員長 次に、藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

第3回定例会ではですね、毎年そうなんですけども7月の交付税の算定を終えて、その補正が出てくるわけですけども、非常にそのことを注目しています。

今回はですね、補正で2億1,940万5,000円で、計6億1,944万5,000円ということになりました。

この背景ですね、考えられる要因として、どういった状況になっていたのかということについて、ちょっとご説明いただきたいと思います。

それと併せて、今度は臨時財政対策債もぐっと膨らみますよね。当初は6億8,000万円で見えていましたが、13億1,300万円計上されておまして、これは前年度、つまり令和2年度の決算が出てきますが、それと比べても随分大きく膨らんでいるということが言えると思います。交付税も前年度に比べると随分膨らんでます。その辺も併せて、どういう考え方になるのか、そして財政調整基金の繰り入れを減額していくということで、これで行くとあと残り10億7,000万円ですか、これぐらいの金額になりますと、また決算の余剰金で10億円から15億円ぐらい返

ってくるのが常なので、基金の取り崩しがなくなる可能性があるというふうに見ているわけですが、財政的にどう見られているのか。現に、令和2年度ですと、この基金の減額が、逆に11億1,000万円を積みまして、140億円になったということで、ひょっとしたらまた積み増すことになるかも分からない。それは非常に好ましいことです。

一方で、起債がどんどんふえるという傾向が出てきます。これは38ページ、39ページにありますけれども、今年度は、現状で行くと全部借りたとして、起債額は43億円になるわけですね。償還額は20億円ということですので、当然返済額を大きく上回っているということになります。これはやっぱり先ほど言いました臨時財政対策債の13億円が非常に大きいです。起債の考え方は以前に何度も聞いてますけれども、もう返済額を超えても仕方ないと、青天井ではないと思うんですけども、大体いくらまでにしとかなあかんという考え方があるのかなのか。

それと、この臨時財政対策債も私は何年か前までは、議会で可決をしたら借りるもんだと思っていましたが、決算段階で借りるかどうか最終判断をするということでありました。何で議会に報告もなく借りないんだと怒ったことがありますけれども、今後の見通しですね、先ほどの起債額がぐっと上がるということと、臨時財政対策債の考え方、全部借りるのか借りないのかということと合わせてね、分かりやすく説明いただきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 まず、普通交付税ですけれども、今年度の普通交付税につきまして

は4億1,944万5,000円となります。基準財政収入額が143億円ほどと、昨年と比べまして3.6%の減、基準財政需要額が147億円ほどと、昨年と比べまして1.8%の減となっております。

基準財政収入額、需要額ともに減額となっておりますけれども、収入額の減少率のほうが大きいことから、普通交付税の金額で申し上げますと、昨年と比べて2億5,986万3,000円増の4億1,944万5,000円となります。当初予算で2億円を計上しておりますことから、今回の補正で差額の2億1,944万5,000円を計上させていただくものであります。

この内訳ですけれども、まず基準財政収入額の減にかかる主な要因につきましては、法人市民税の減額に伴うものであります。基準財政需要額のほうですけれども、こちらにつきましては基本となる人口が、昨年実施されました国勢調査の人口に置き替わっております。5年前の国勢調査の人口に比べまして、昨年の国勢調査の人口が2,490名増ということで、全体として基準財政需要額については増加ということになるんですけれども、国の交付税財源の不足というところで、臨時財政対策債の発行可能額が多額になっていることから、需要額につきましても対前年度としましては1.8%の減になっているというものであります。

それから、決算のときに基金の取り崩しにはならないじゃないかというところなんですけれども、こちらにつきましては、税の動向ですね、こちらがコロナの関係で令和2年度は、それほど想定されたほどの落ちていうのはなかったんですけども、コロナの影響により税の落ちというのが令和3年度以降本格化してくるのではな

いかと想定しているところでありまして、これが幾らになるかというのがなかなか見込めないところもございます。そのことから、決算で黒字になるか赤字になるかというのは現時点ではお答えが難しいと考えております。

それから、市債の発行の考え方ですけれども、市債の発行につきましては元金償還金以内の発行というところはやはり基本に考えているところでありまして。

臨時財政対策債を13億円すべて発行するかどうかというところなんですけれども、こちらにつきましてはほかの市債の発行状況でありますとか、決算見込みを考えながら発行するのかもしれないのかというところは、決算見込みの時点で再度検討させていただきたいと考えているところでありまして。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 さっきの起債額について、ある程度歯止めというんですかね、限度額というのを考えているかどうか、国だったら大体そういうのがありましたけど、やっぱり今回含めて考えていくのかいかなのかという答弁が一つ抜けてました。

それと、戻りますけれども、交付税算定の件はよく分かるというところまでは行きませんが、6億円って結構大きな額で、交付税を頂けることは非常にありがたいことやなと思うんですね。今までの経緯で言うと、ほとんど交付税は見込めませんよということになっていましたけれども、コロナの影響もあるんだらうと思いますが、見通しがいいように狂ったということで、しっかりまたこれからも中期財政見通し、毎年大幅な変更をするわけですけど、そういう見立てもしっかり立てていただきたい

いということはお願ひしておきたいと思ひます。これは要望としておきたいと思ひます。

あと、それに合わせて、年度末に向けての見通しはですね、税の収入が今度ちょっとよく分かんないと、本格的に減少するかも分からないということがあるので、例年とはちょっと違うかも分からないと。例年ですと、10億円から15億円ぐらいは不用額で返ってきてましたが、これが一番中期財政見通しを狂わせるもとだったんです。今回はどうもそうでもないかも分かんないということですけど、しっかり注視していきたいと思ひます。そちらもしっかり注視していただいて、またご報告いただきたいと思ひております。

あと、最後の起債と基金の件ですけど、この議論も持ち過ぎやと、ため過ぎやという考え方と、いざというときのためにしっかり残しとくんやという考え方とあったと思うんですけどね。私はどちらかというところ、現状維持という考え方をしてまして、無理に積み上げていく必要もないけども、現状維持をしっかりとやっていくべきではないかということをおもひております。

そういう意味でいくと、令和2年度は11億1,000万円積みました、これも是としたいと思ひますけども、約140億円の基金を持ち続けていくということについての考え方、さっきの起債の話、限度額の話と合わせて一度考え方を聞いておきたいと思ひます。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 市債発行の考え方についてですけども、こちらにつきましては予算審査にかかる委員会のおきにもご答弁させていただいておりますけれども、ま

ず大切なことの一つとしましては、市債残高と基金残高のバランスであると考えております。市債や基金の残高が過大または過少になることがないように努めることが必要と考えておまして、その点を見定める一つの指標といたしまして、将来負担比率という指標がございます。この将来負担比率につきましては、現在、ゼロ%以下でありますことから、公表値につきましてはバー表示であります。将来負担比率の本市の早期健全化基準につきましては、350%となっておりますけれども、現在はゼロ%以下であります。

摂津市行政経営戦略におきまして、令和7年度の目標値、この将来負担比率の目標値ですけれども、これをゼロ%以下というふうに申しておりますことから、この将来負担比率がゼロ%を超えることがないように、基金の残高、それから市債残高につきましてはゼロ%を超えることがないように数値を維持するように、努めてまいりたいと考えております。

実際どのぐらいになるとゼロ%を超えるのかということですが、基金の残高等によって数値は変動するんですけれども、仮に基金残高等が現状であると仮定をさせていただきますと、市債残高が大体350億円になると将来負担比率がプラスに転じるという試算をしております。今、180億円ぐらいですので、倍近くにはなるんですけれども、ここには至らないように財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 総括的に話しさせていただきますと思います。

決算審査にかかる委員会については、後日あるかと思っております。その節にはいろん

なやり取りがあろうというふうに思っております。先ほどご質問がございました地方交付税、それから臨時財政対策債なんですが、制度的には地方交付税の原資というのは国税の一定割合が、市町村のほうに交付されます。その前段といたしまして、地方交付税法第7条だったと思うんですが、そこには地方財政計画を毎年国のほうが策定するとあります。そして、地方公共団体の歳入総額、あるいは歳出総額について、その差の部分埋めるのが地方交付税、あるいは地方臨時財政対策債ということになります。

だんだん不景気になりますと、地方交付税の原資は少なくなる、ところが先ほど言いましたように地方財政対策として、一定都道府県・市町村のほうに要は財源の補てんをしなければならない。その補てんするための策として、臨時財政対策債が毎年増高しているというような状況になっております。

一番難しいのは、やはり交付税算定のときにどういうふうに算定すればいいのかということになりますと、それぞれ国のいわゆる交付税算定におきましては、いろんな補正係数があり、その補正係数で本市が有利になるのかあるいは不利になるのか、その辺はなかなか見込みが立たないということがございます。

それから、地方債の市債残高のお話もございました。もちろん、市債を発行せずにそういうことで市町村が運営できれば一番それにこしたことはないんですが、先ほど言いましたように、交付税の穴埋めをする臨時財政対策債、これも発行しながら収支を考えていくと。ところが、臨時財政対策債の分につきましては、後年度でその償還を見るという約束事がございます。実際に

発行してもしなくても、交付税で、後年度において算定をするということになります。

これもちょっとおかしな話なんですけど、そうすれば交付税の他の需要額をどんどん、臨時財政対策債の償還で押し合っていくというような結果になるんですけど、このままでは交付税そのものが細っていく状況になってまいります。

現在高の部分で、どういう基準がいいのかというような話がございますが、もちろん先ほど言いましたように、発行をしないほうがそれにこしたことはないんですけど、ただそういう収支のバランスを考えたとき、臨時財政対策債も発行していかなければならず、減債高がだんだん積み上がってまいります。

それから本市の抱えています、あるいは他の市町村も抱えています大きな課題といたしましては、公共施設の再整備あるいは公共施設の更新が出てまいります。その場合に一般財源で本当に、あるいは基金で整備ができるかどうか考えたときに、やはり大きな財源として市債に頼らざるを得ない、そうすれば市債はふえていきます。現在高はふえていきます。その歯止めといたしましては、やはり起債制限比率とか、それがやはり一番であろうというふうに思っています。先ほど財政課長が言いましたように、基金と市債の借り方のこのバランスがやはり求められるのではないかなというふうに思っています。総括的にお話しさせていただきました。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 副市長が今いろいろ補足いただきまして、ありがとうございました。

非常に難しい問題だと思っておりますけど

ね、しっかりと今後を見据えて、財政運営を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。またその都度教えていただきたいなと思っておりますので、ありがとうございました。

以上です。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、幾つか質問をします。

今の議論された財政のいろんな動きについて、後日に決算審査にかかる委員会がありますので、そこでまた詳しい議論はさせていただきたいと思っておりますけども、国のこの地方財政計画との関係で、いわゆる今どういう動きになっているのかというのを確認したいと思っております。

今回4億2,900万円、当初の分と今回の2億円を足してというのは一応分かるわけです。

その一方で、臨時財政対策債が多分過去最高だと思っておりますけども、今回13億円にトータルでなるということを決断されたということの中で、昔は国の地方交付税特別会計で、足らん分については補てんされるということを知りましたが、国も大変だということで、足らん分について半分は地方交付税で面倒を見るけれども、あとの残り半分は地方自治体の借金で工面してくださいと変わってきたと思っておりますよ。その辺のことも含めて、地方財政計画上の国の方針がどう変わってきたのかということをお聞きしたいと思います。

それと、今、議論されましたけども、基金はどんどんふえてですね、借金も逆にふえるという、この辺の財政運営についてもね、今、一応議論されましたけども、少し概略的にお聞きしたいと思います。

令和2年度決算で11億円の基金残高がふえまして、139億円から150億円になります。これは土地開発基金の10億円を足しておりますのでその金額になるんですけども、一方お話にあったように、借金をふやすというこの辺の絡みについて、もう少し踏み込んで、後日に決算審査がありますけども、今の時点でご答弁いただきたいと思います。

それと、コロナ関係で今回いろいろこの対策として、補正予算を約2億円近く対策費として組まれています。その関係で少しだけ確認しておきます。

いつも頂く資料の中で、昨年からのコロナ対策で総額これだけ使いましたよと、そのうち国からの特例交付金がこれだけきましたよと、その結果、一般財源はこれだけですよという資料を頂きます。これまで臨時議会とか通常の議会の中で、コロナ問題に対して財政面でいろんな議論をさせていただいておりますけども、令和2年度の決算を受けて、いわゆるコロナ対策について市の持ち出しが何ぼになるのかというのは、この時点で確認しておきたいと思います。

これまで私の議論では、大阪府の協力金が半分だとか、摂津市が4月に実施をされた事業者への10万円の助成金だとかを含めて議論をしてきましたけども、今回決算が出ましたので、改めて持ち出しは何ぼになるかということは今の時点でお答えいただきたいと思います。

もう一つはですね、先ほど議論された竹之鼻ガードの問題です。今回お話がありますように、経過を踏まえて一応改善されます。

竹之鼻ガードも含めて、改善をいただきたい場所はたくさんありますけども、改善

して終わりじゃなくて、この際やっぱりチャンスとしてね、ガードの中の問題とかありますけども、一部分だけ改善じゃなくて、この際抜本的にこの場所を、交通安全対策上どう改善するのかという立場で進んでいただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

最後には消防署の問題です。この10月1日現在で定数98名、3名足して来年の4月1日時点で101名になります。条例上103名だと思いますけども、これに先ほどご答弁では、プラス2名分については会計年度任用職員で賄うというお話でありますけども、本来ならば103名については正規職員でということだと思っておりますけども、その辺も含めて103名の定数に対する考え方と、今後の職員体制についてどう動こうとしてるのか。

以上4点、お願いをいたします。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 まず国の地方財政計画の件についてでありますけども、令和3年度の地方財政計画の交付税の分につきましては、国も交付税財源が不足するということで、臨時財政対策債の発行が多額となっているものであります。令和4年度の地方財政計画につきましては、まだ情報がきておりませんので、どういうふうに変わっていくのかということは、現時点ではお答えするのはできない状況であります。

それから、基金と市債残高の関係の話でございますけれども、確かに現状では基金も増額となっておりますけれども、この先を見ますと、先ほども申しましたように、コロナの関係で市税の収入について、当面は減少すると見込んでおりますのと、あと普通建設事業費のほうで、現在進捗中の千里丘西地区の再開発でありましたり、これ

から事業が行われる予定になっております児童センター機能を含めたとりかいこども園の建て替えでありましたり、多くの事業が予定をされております。

このことから、中期財政見通しでもお示しさせていただいておりますけれども、将来的に基金を活用して事業を行っていくというものが複数ございますことから、今後厳しい財政状況が見込まれると考えているところであります。

それからですね、コロナの地方創生臨時交付金の関係で、令和2年度の決算額についてでありますけれども、コロナの地方創生臨時交付金に関しましては、実施計画ということで、国に対して交付金の申請をしております、その実績報告も国に提出をしております。

実績報告に記載しております総事業費が8億3,000万円ほどであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が令和2年度では7億4,000万円ほどでございます。寄附金とかその他の国庫補助金等が5,000万円ほどございますことから、この実績報告での一般財源としましては約4,000万円という状況であります。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、今後の職員の考え方について、定数の考え方についてお答えいたします。

まず現在の消防職員数を少しご紹介させていただきたいんですけれども、まず日勤者で消防長、次長、総務課が5名、予防課が7名、警備課が2名、指令センターが1名、これは日勤者でございますけれども17名でございます。

隔日勤務者につきましては、警防第1課、第2課、それぞれ38名、指令センターが

5名で、計81名となっております。日勤者と合わせますと、合計98名となっております。

先ほども申し上げましたけれども、令和4年度の消防職員数につきましては、101名となる予定でございます。条例定数の103名まではまだ至っておりませんが、今後につきましては、まずは条例定数の103名を目標に関係課と協議し、人員の確保をしてまいりたいと考えております。

また様々な課題等を抽出しながら、その課題解決に向け、職員が創意工夫しながら、消防力を継続的に持続できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そしたらですね、詳しい議論はまた決算審査でやりたいと思うんですけども、要はコロナで市民生活がしんどくなって、その結果として法人市民税も含めて、収入も減ってきてるのに、一方で基金はどんどんふえていると。

しかし財政上のいろんな考え方があって、市債で元金償還金を超える市債を令和3年度は行っておりますけども、そういう手法で財政上運営されるという、この関係性がなかなか理解できない部分がありますけども、先ほど財政課長がおっしゃった国との関係で、どう変わってきてるのか。この臨時財政対策債で地方の判断で、足らん分の半分は面倒を見ていいですよというこの考え方と、2分の1の普通交付税でそこまで面倒みますよということの関係性について、国の地方財政計画はどう変わってるのかというのをできれば教えてほしいというのが1点です。

あと、2点目のこのコロナ感染対策費に

かかる市の持ち出しが約4,000万円ということで、びっくりしてるわけです。これまでは、3億円、4億円という金額で議論してきました。結果、約4,000万円しか持ち出しがないと。摂津市のコロナ対策に対する姿勢というのが問われることになると思うんですよ。だからそうした結果を受けて、これから実態調査をして、ちゃんと受け止めて、対策を充実させてほしいということだけ、これは申し上げておきます。

消防のほうは、103名という定数については、正規職員の数で一応考えてるということですね。それに向けて努力はするという話でありますので、それは人事課のほうもご相談していただいて、ちゃんと充足されるように、来年4月から103名となるように、やっていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 国の交付税財源の不足の2分の1の考え方ですけれども、こちらにつきましても、国の方針は変わっておりません。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 変わってないとおっしゃった意味が、僕もなかなか理解できないというのはあるんですね。

議会としていいますと、例えばその臨時財政対策債、令和3年度は13億円を組みましたと。過去を見ますと、平成20年度が7億3,800万円ということでしたが、今回はこれまでで一番多いわけです。僕のちょっと勉強不足もありますけれども、ちょっと分かりやすく説明いただければ助かります。

○三好義治委員長 答弁できる範囲で、森

川課長。

○森川財政課長 国も交付税財源として、税の決まったパーセンテージを基に交付税の財源ということになっておりますけれども、国も交付税財源の見込みで計画を立てるということになっております。

令和3年度はコロナの影響もあって、国税もかなり落ち込むであろうという見込みの下、足らずの財源については、2分の1は臨時財政対策債の発行可能額という形になるというところでありますので、国税の収入見込みによって、財源不足額が年度によって変わってくるという状況になります。

○三好義治委員長 今の関係で、令和4年度の分はまだ具体的には分からないということですけど、過去3年間でどういう変化があったかということだけは、後日に資料として提出してください。

次、松本副委員長。

○松本暁彦委員 そしたら私は1点、要望だけさせていただきます。

先ほど来議論がありました土地購入費、竹之鼻ガードの件ですが、こちらにつきましても、やはり歩行者が危険な状態にあるということは以前からも散見をされており、このように開発に合わせて歩道を確保するという事は非常に喜ばしいことだと考えております。

そういった意味で、本市の課題であれば、道路整備は以前もお示しをしていただいた今後の道路の整備の進め方、長期・中期・短期、さらには狭隘道路の拡幅、支援整備などいろいろとしている中で、多々危険な道路、狭い道路等がございます。

そういった中で、そこについては適時しっかりと対応していただきたいということは、摂津市の課題である狭い道路の間

題、あるいは道路の老朽化についてのご意見、地域の要望が多いというところがございますので、積極的に機を捉えて進めていただきたいなと思っております。

また竹之鼻ガードについて、ほかの委員も言っておりましたが、例えばそのきっかけにその周辺一帯も整備できるとか、そういったところもできる範囲で積極的に取り組んでいただければなと思っております。これは要望とさせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時5分 休憩)

(午前11時9分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第55号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 1点だけ。第10条の改正の部分なんです、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況とあります。この心身の状態、心と体の状態を指すかと思うんですけど、この一時的な心の状態も含めたことになるんでしょうかということだけ少しお聞きしたいんですが、要はパニック状態のときはどうなるのかなというのが気になったということで、お願いします。

○三好義治委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは、ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

今回第10条の改正がされた理由といいますと、そもそもが身体的な条件というものになっておりました。そちらが、障害には知的障害、また精神障害など様々な態様があることから、身体的な条件を障害の

有無等の心身の状態に改めるということになったものでございます。

今、塚本委員からのご指摘のところのパニック状態等ですね、そういった細かいところまでの内容については、定めというかそういった規定はないものでございます。

こちらのほうにつきましては、努力義務を課されているものでございますので、今後、国と大阪府であったり、そういったところの動向といたしますか、この取り扱いについては詳細が決められた段階で、またご説明、ご報告等をさせていただきたいと考えております。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

以上です。

○三好義治委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤薫委員 今回の第15号の条例改正案、努力義務として、地方自治体で一定の事務等を決めていく条例ということで提案されたものでした。

私どもその際に、デジタル技術そのものについては、その発展であるとか、それから普及というのはもちろん自治体業務の効率化に資するものでもありますし、その発展そのものが私たちの生活を向上させていくという上では非常に重要なことだという思いを持っておりますが、同時に今回のこの条例の背景にある法律の議論の中では、個人情報保護の観点が非常に弱いのではないかと、またマイナンバーカードが抱えている様々な問題がその根本にあるというリスクの問題であるとか、それから行政が持っている膨大な個人情報、様々な情報を官民で利活用していくということで、その情報をビッグデータ化していくことによる利益に結びつけていくも

ので、個人情報の流出などのリスクも考えられる中で、会派としては反対をいたしました。

その関係で、今回一部改正ということがありますので、少しお聞きしておきたいと思うんですけども、今回の改正は、5月にデジタル社会形成基本法等々、また法律が改正もされたということを受けたものだと思いますが、あえてこの情報通信技術、第1条にあります情報通信技術に括弧づけでデジタル社会形成基本法の部分を加筆されているという意味合いですね、恐らくその情報通信技術とは何ぞやというのを細かく規定をしている法律ができたので、それをあえて条例の中に入れておきたいということなんですけど、その理念など、どんなものが書き込まれたのか、そのことによって何が変わるのか、またそのデジタル社会形成基本法の中で定義づけられている情報通信技術とは一体何ぞやというものをご説明をいただきたいということが1点です。

もう1点は、今、塚本委員からもお話がありました、懸念されているデジタル格差ですね。高齢者の方であるとか、障害を持っていらっしゃる方であるとか。そもそもネットであるとかデジタルについて、私はそういったものには触らないのよというような方々を含めて、そういった方々が、デジタルによる行政への関わりであるとかということができなくなってしまう、その格差の是正の条文のところ、身体的条件があえて書き換えられているところの経緯と考え方、その意図についても、もう一回ご説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○三好義治委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは1点目のところになります。今回デジタル社会形成基本法の理念の部分のところになります。定義として第2条で定められております、官民データ活用基本推進法第2条第2項に規定する人工知能関連技術、同条第3項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術、その他の従来の処理量に比して、大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術というようなことが盛り込まれたものとなっております。

情報通信技術は日々刷新されており、そういったところであらゆる情報通信技術を活用して、先ほど指摘がございました大量のデータ、こういったものを活用して、やはり国民の生活、利便性の向上を含めた、あらゆる場を利用していくというような理念の下であるかと思われま。

2点目の、高齢者・障害者等のところにつきましても、やはり先般コロナ禍で特別給付金の10万円を支給する折に、政府は一刻も早く国民のために救済したい思いから、紙の申請だけでなく、マイナンバーカードによるオンライン申請を実施されたところでありましたが、多くのトラブルが発生し、混乱を招く結果となってしまいました。

こういった反省も踏まえて、やはりシステムを整備し、必要とするものに対して、できるだけ早く対応できるような、そういった措置も含めて対応が必要であるところから、こういったデジタル化を推進する法律関係が整備されたものだと考えられます。

今回、第10条の格差の是正のところ

つきましては、先ほど申しましたように、当初は身体的な条件というようなものでありましたものを、より具体的にといえますか、障害において様々な態様があるというところで、障害の有無等の心身の状態に改めたものでございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

もう一回お聞きしときたいんですが、情報通信技術について、改めて加筆されました。その根拠は、デジタル社会形成基本法第2条に書かれてましたと。それをひも解きますと、さらに官民データ活用推進基本法の第2条第2項にある人工知能関連技術、AIと言われてるものだと思うんですけども、第3項にはインターネット・オブ・シングス活用関連技術、第4項にはクラウド・コンピューティング・サービス関連技術と、非常に横文字が並んでいて、恐らくこのITであるとか、情報通信技術の進歩というのは物すごいスピードで進んでおりますので、さらにいろいろなものが出てくるということだと思うんですが、私が見てもさっぱりどんな内容のものか分からないものがこれから行政とか国の中で扱われてきて、それは官民に利活用されていくという点でいうと、その内容を我々がもっと詳しく知った上で、しかもその扱われる情報というのはそれぞれ個人に帰する情報であって、その情報がいかによろしく使われているのか、何に使われているのか、もしくはその情報について自己コントロール権がきちんと発揮できるのかどうか、その点は非常にうやむやのまま法律が通ってしまっています。

その中で、この摂津市で、直接AIであるとか、クラウド・コンピューティングの技術がどうという直接的なものではない

にせよ、その内容についてはしっかり理解するとともに、それぞれの業務ですね、3月の本委員会での議論では自治体の業務の中で約31の業務が想定されているとおっしゃっていました。

既に子育ての分野、保育所の入所判定などにも活用されているということでありましたが、それぞれの業務にはそれぞれの業務の性格もありますし、理念がありますし、個人情報の扱いも出てくるということであれば、一つ一つきちんとした議論と、職員の皆さんがしっかりと理解の下でこのデジタル技術というのは扱っていかないと非常に危険だなど。セキュリティーの面ではLGWAN等々で守られていて、リスクは低減されるというご答弁をいただいておりますが、あくまでも低減でございまして、漏れるというのは十分あり得るし、既に昨今いろんなところで、まさかというようなことが起こっています。実際にITの技術を持っている会社でいろんな情報が漏れてしまうというような状況が起きておりますので、扱いは非常に慎重にしないといけないと思います。

そのためにはデジタルデバイドというんでしょうか、情報の格差、技術の格差、それから情報通信技術の理解について、市民の皆様はもちろんのことですけれども、扱う方々の状況をしっかり伸ばしてというか進めていかないと、言葉と便利さばかりが重視されていって、大事なところを忘れてしまう可能性があるじゃない、非常に危惧しております。

そういう点で、職員の研修等をやられるということでありましたが、そもそもこの条例は今年の4月に施行されてすでに始まっているものでありますので、この際その研修等がどんなふうに行われているの

かということの一つお聞きしたいと思えます。

それからもう1点、条例の第10条で、デジタル格差の問題について、今、課長からもお話がありました。コロナに関わって、給付金の申請であるとか、それからコロナワクチン接種の予約の状況でデジタルの受付も行ったけども、まさにここでデジタル格差という問題が私たちの周りで起きてしまいましたね。

丁寧に説明するとしても、そもそも言葉が分からないというようなことに対して、どうやって対応していくのかということも問われてきますし、分からない人のところに違う方が説明に行くとそれで詐欺が発生すると。新たな社会的なリスクまで生まれているということである、本当により慎重にやらないといけないなというように思っておりますが、デジタル格差の解消に向けて、今回のコロナワクチンの予約に関わって、デジタルに関わらない高齢者の方、障害者の方、そもそもパソコンを触らないよと、スマホを持ってないよという方々に対しての今後のデジタルの申請であるとか、手続・縦覧・閲覧・作成等の業務をどうやっていこうとしているのか、条例をつくってしまっておりますので、それじゃあ早急にそういったことを整えていかないとはいけません。また、一つ一つきちんと議論をして、部署で考えないといけないと思うんですけども、その点のご認識をお聞かせいただきたいなど。

○三好義治委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それではご答弁申し上げます。

まず研修というお問い合わせであったかと思えます。当然個人情報等を取り扱う中で、職員が市民の重要な情報を日々業務で取

り扱う中で、どういった意識を持って行うかというのは非常に重要になってまいります。

これまでも研修を実施しておりました。ところがコロナ禍ということもありまして、昨年度及び今年度もまだ実施はできていない状況であります。

3月の本委員会でも、委員のほうからご指摘をいただきました。やはり個人情報を取り扱う職員の意識の問題、そういったところは今後やはり人事課とも連携をしつつ、研修の充実を検討してまいりたいと考えております。

それと一方で、このデジタルデバインド、格差の是正のところでございます。こちらにつきましては、そもそも今回市の条例、こちらにつきましては、従来書面で行っている業務について、オンラインで手続が行えるように通則条例を定めさせていただいたものとなっております。

第12条のデジタルデバインドの是正におきましても、あらゆるものがデジタルの便益を享受できる社会を実現するためには、今ありました年齢、そして地理的なそういった制約、利用機会における格差、デジタルデバインドを是正することが不可欠であるとしております。

そのため、デジタル手続法では、デジタル技術の利用のための能力、または知識・経験が十分でない者が身近に相談、助言等の援助を求めることができるようにするための施策等、デジタルデバインドの是正を図るための施策を講ずる義務も国に課すとともに、地方公共団体にも努力義務を課しているところでございます。

このように、今後やっぱり国の取り組みであったり対応、そういった動きを注視しつつ、適切な対応を検討してまいりたいと

考えております。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 このぐらいにしときたいと思いますけど。今ご説明をいただいたんですが、今回コロナワクチンの予約であるとか、給付金の問題については、本当に身近なところで起きている問題として教訓にしないといけないことだと思うんです。

今後このデジタルの申請、市民の皆さんが申請をしたり、もしくはその決定を受け取ったりですね、自分の情報の閲覧をしたりしていく上で、そもそもパソコンやスマホを持っていらっしゃる方々が相談業務をしっかりとやると言われても、何を相談していいのかそもそも分からない。今回のワクチンのことでも、これは広報に関わってくるのですが、予約はインターネット上で通知しておりますというようなことでも、既にその時点で情報は遮断をされてしまいます。

丁寧にとということであれば、やはり紙ベースの申請も、それから窓口で来られた方にそこにパソコンを置いてやってもらいますということは一つ分かるんだけど、窓口に来たんだから紙ベースでやらせてくださいよという意見も当然ありますから、そういった業務も当然残っていく、残さないといけないと思いますけれども、今回のように国のほうがやっておられた給付金の制度、ゴールドステッカーの申請、もちろん紙ベースでも受け付けてましたけども、電話はつながらない、インターネットで問い合わせしてくださいと言われても、インターネットもできないという方がいっぱいいらっしゃる中で、丁寧にやるといいながら、国のほうの申請業務についてはどんどんデジタルへとシフトしていったらいいと思います。

受け付ける側のほうも、人が確保できていないので、民間委託をされておられる。結局業務が滞ってしまっているのが、今回特徴的な問題だと思いますので、とりわけ自治体の行う業務というのは、我々の日々の生活に関わる業務ということですので、その点はしっかりと議論して、各課がそれぞれ持っている業務がデジタル化された場合どんな支障があるのか、もしくはデジタルデバインドで情報を受け取りにくい方々に対する配慮はどうしたらいいのかというような議論をきちんとやっていかないと、まさにその情報から漏れる方が、社会から孤立化していくということを危機感として申し上げておきたいと思えます。

それから個人情報についてもそうですが、個人情報の扱っただけ勉強するのではなくて、それぞれの業務の中で個人情報とは何ぞやということをやっていないと、例えば、DVとそれから児童虐待と非常に関連性があると。本来だったら、個人情報を専門部会の中で共有をしながらやっていくものを、本来あるべきでない動きが出てしまうと、本来それぞれの業務や個人の相談の中で出てきた内容についても、それ全体を把握しておかないと、個人情報の条例に書いてあるからとか、ここには書いてないからということだけでは判断できないことが、自治体の業務としてはたくさんあるんじゃないかというふうに思いますので、その点は意見として申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○三好義治委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わり

ます。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時33分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第58号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 この条文に出てきますけども、まず自動運転補助施設というのが出てきますが、これは具体的にどういったものになるのかということと、それからもう一つですね、歩行者利便増進道路というのが新しく出ていますが、これはまた具体的にどういったものになるのかということですね。それからこれに該当する摂津市の道路が存在するのかということと、合わせてお願いいたします。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、藤浦委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず自動運行補助施設の具体的な内容でございますが、これは自動運転車の運行を補助する施設としまして、電磁誘導線や磁気マーカーなどを道路附属物として、自動運行補助施設として位置づけるものでありまして、それら電磁誘導線や電磁マーカー等の自動運転補助施設というのは、道路の路面下に設置して、自動運転車の運行を補助する施設となるものであります。

設置した施設の磁気や電波は、車両がセルフセンサーを感知して、走行する際の自己位置を特定し、補助していくといった内容でございますが、自動運転の移動サービスを展開していくことを目的としている施設でございます。

それから、歩行者利便増進道路につつま

してですが、こちらのほうはですね、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築を目指すものでありまして、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するものでありまして、にぎわいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設したものであります。

そういった施設の種類としましては、広告塔だとかベンチ、あるいは食事施設とか購買施設、あるいはレンタサイクルなどの自転車駐車器具、そういったものを設置する種類となっております。

本市におけるその該当する道路につきましてですが、まず自動運行補助施設につきましては、現在国のほうでもそういった実証実験等をしてるところでございます。

今後はですね、国の動向も視野に入れまして、本市で取り組める道路があるかどうかところは、今後の検討内容になってくるかと思えます。

それから利便増進道路につきましても、基本的にはそのにぎわいある道路空間づくりでございます。ただ、歩行者の有効幅員というのにも必要になってきまして、2メートル有効幅員が必要になってきますので、それ以外の幅員の中でこういった増進が図れる道路があるか、そういった歩道があるかどうかですね、そこは市の管理道路を含めて内容を見た上で、選定の区域指定というのが出てくると思えますので、それについても今後になってこようかと思えます。強いて言えば、駅前道路だとか、幅員の広い歩道が該当する道路になってこようかと思えます。

以上でございます

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。大変夢のある話ですね。自動運転がいよいよ始まるというようなことですが、一方でですね、この歩行者利便増進道路という分ですが、健都のところにはちょうど緑の遊歩道というのができました。これは道路ではないのかも分かりませんが、ここは非常に高齢者も多くて、散歩に使われる方も多い中で、よくご意見いただくのはベンチが少ないと。吹田市側に比べると、確かにちょっと摂津市側はベンチが少ないように思いますけども、高齢者から言われるのは、ベンチをもうちょっとふやしてくれへんかという声を非常に聞きます。

そういう意味では、先ほどベンチの設置というのがあるとおっしゃってましたけども、どんどんそういう指定もしていただいて、高齢者の意見聞いてもうたらいと思うんですね。そしてこういうところはぜひベンチが欲しいということであれば、その道路をこの歩行者利用増進道路ということで指定をしていきながらベンチの設置をしてもらって、豊かな空間を創設していただきたいと思いますということです。

そういう意味では、しっかり豊かな環境を整えていただくようお願いしておきます。要望です。

以上です。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 いわゆる環境という方向で、法律に基づいて条例化しようとするわけですが、一方でもおっしゃったように、市内を見たらいろんな社会的インフラということで、道路のいろんな傷みがあるわけで、何と云うかギャップがあるわけです。こういう夢のある話をしていこうという一方で、市内を見たらたくさんの道路が傷んでおります。

特に最近では、道路上にマンホールの蓋がありますけども、段差がひどくてですね、高齢者の皆さんがこけているような場面に出くわすことも度々あるわけで、そういう実態についてもきちっとやっぱり見据えていただいて、やってると思いますが、危険箇所の総点検も含めて、改めてこのインフラの改修・改善についてきちんと予算も取って進めていただきたいと思います。ことをあえて申し上げておきます。

○三好義治委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 それでは、私からも1点だけ、要望とさせていただきます。

特にこの歩行者利便増進道路ということで、今後指定をしていくということですが、ぜひこれを、今後予定をされる阪急のいわゆる高架事業だったりとか、JR千里丘駅西地区の再開発のところにも、道路を含めた一体的なにぎわいづくりというのをぜひ検討していただきたいと思います。と考えております。

特にやはりそのにぎわいというところは、そこに行く目的があるから人が集まるということ、その目的も一つじゃなくて二つ、二つじゃなくて三つもしくは四つあればあるほど人が集まっていくということ、踏まえれば、にぎわいを創出できるということは、非常に有効に活用できると認識をしております。

それを踏まえて、ぜひこれをどう活用していくか、再開発も含めて連携をしてにぎわいづくりを創設していくか、それが今後またほかの地域でも、駅前等でなくてもまたできることもあるかと思っておりますので、ぜひそのにぎわいづくりという観点で、いかに有効に活用していくかをしっかりと検討していただきたいと思います。と考えております。

以上です。

○三好義治委員長 ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時42分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案第59号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 この条例におきましても、自転車・歩行者専用道路という新しいものが出てきてますけども、ちょっと事前にこれどこに当たるんですかと聞きますと、摂津市でいいますと自歩道と言われるところがそういうものに当たりますよということでした。結構バイクが通るということで、単車通行禁止と書いたりいろいろしてるんですけど、表現の仕方としてね、これ自転車・歩行者専用道路という表示をどんどんやっていくことになるのか、それとも定義が変わるだけで、同じように路面標示でバイクが通らないように規制かけていくということになるのか、ちょっと方針を教えてくださいと思います。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 今回の改正は、高齢者・障害者等の移動の円滑化に必要な道路の構造に関する基準になってまして、これまでの歩道等に関する部分を、自転車・歩行者専用道路とか、あるいは歩行者専用道路を加えまして、道路の構造に関する基準の適合対象を拡大したものでありまして、例えば有効幅員だとか、舗装の透水性舗装に変えるだとか、あるいはそういったものの適合対象を拡大してるものでありまし

て、路面標示によってそれを表示していくという内容ではございませんので、そのあたりはご了解いただければと思います。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 分かりました。路面標示はしていなくてもいいんですけどね、何か表示のようなものを立てて、表示してもらう形でもいいのではないかと私は思っています。

位置づけのよく分からない細い道路って摂津市内に結構あります。バイクが通っていいのか悪いのかというような道ですけどね。バイクがもうここは通れないんですよということをはっきりと、これは言葉からして自転車・歩行者専用ですからね、もう通れないということは分かるので、そういうことも考えてほしいなと思いますので、要望としておきます。

以上です。

○三好義治委員長 ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第52号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第58号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時48分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 松本 暁彦